

# 交通標識における日本語の「ほのめかし」表現

峯 正志

## 1. はじめに

上級の日本語を教えていると、たしかに文法的には誤りは無いのだが、日本語としてどこか自然でないような表現に出会うことがある。池上(2005)ではそれについて「文法的に正しく、語法的にも妥当で、その上く使用域(さしあたっては、文体と考えるおいていただいてよい) > に関してまったく問題がなくても、その上でなお、母語話者が見ると決して 'natural' とは言えないものもある」と述べている<sup>1</sup>。つまり、それぞれの言語によって「好まれる言い回し」が存在するというのである。

そのような「日本語らしい」表現の中に、筆者は言いたいことをはっきりと表現しない「曖昧」な表現があると考えます。阪田・新屋・守屋(2003)では「日本語らしさ」についての章が設けてあり、その中で「日本人は断定的な言い方を避け、ぼかした言い方をすることは確かである。」として、例えば買いたいりんごが三つだとしても「そのりんご三つほどくれないかな」と言ったり、「では、これで…」と言いさしにして、「帰ります」とか「失礼します」などの言葉を言わないことが多いことなどを指摘している。

確かに日本人ははっきりした言い方を好まないようである。しかしはっきりしない「曖昧」な表現といってもその中には様々な種類の表現が含まれているであろう。上で挙げた表現を例にとると、「りんごを三つほど」というのは、単に数量をぼかした表現である。また「では、これで…」というの、本当に伝えるべきことを言語としてあえてはっきり表現せず、相手にこちらの意図を想像させようという意味でのあいまいな表現である。両者は同じように「曖昧」な表現とされているが、その性質は異なっている。本稿では、日本語のある「曖昧」な表現を取り上げて、それが交通標識にも用いられていることを示そうと考えているが、それがどのような「曖昧」表現であるか、はっきりと定義しておく必要がある。

日本人のコミュニケーションが外国人によく理解されない例として、直塚(1980)

---

1 同書 p.5

は次のような例を挙げる。あるアメリカ人女性から「お塩、ありますか?」と聞かれた直塚は、その質問を「塩をください」と解釈して調理場まで塩を取りに行き、当のアメリカ人に渡すのだが、後にそのアメリカ人が語ったところによれば、「お塩、ありますか?」に対する答えは、「ないと思います」か「多分調理場にはあると思います」のいずれかであり、もし塩を探してきて欲しいとおもっていたら、それなりの頼み方をするというのである。そして筆者は「あなたは、気を使いすぎる」と言われるのである。

日本語では「お塩、ありますか?」と聞かれて、「お塩が欲しい」と解釈し、塩をもってこようとするのはごく普通の対応である。というより、上のような状況で、単に「あります」と答えるだけというふざけているような印象を与える。本稿で対象とするのは、このように「いいたいことをあえて表現せず、他の表現でそれをほのめかす」という意味での曖昧表現である。「りんご三つほど」のように表現そのものをばやかそうとするものは対象としない。

对人的配慮から本当に言いたいことをほのめかす上のような言い方は、日本語では非常によく用いられるが、本稿では、このような「ほのめかし」表現が、交通標識のような一見对人的配慮が必要ないように思える場面にも用いられていることを、アメリカの交通標識と比較して示してみたい。

## 2. 「ほのめかし」表現の待遇表現における位置づけ

「ほのめかし」表現は日本語では非常によく用いられるが、待遇表現の中ではどのように位置づけられているのだろうか。

例えば南(1987)では、日本語社会に敬語的表現が具体的にどのように現れるかを非常に詳しく考察している。そこでは、敬語的表現がまず言語表現と非言語表現とに分類される。本稿でいう「ほのめかし」表現は、本当に言いたいことは言語として表現していないが、それを相手に察してもらうための言語表現であるから、非言語表現というわけではない。南(1987)で言う非言語表現とは、声の高さや話に伴う笑いなどの言語表現に伴って現れるもの(非言語表現A)と服装や態度などのそれだけで独立して表れるもの(非言語表現B)である。では、言語表現のほうでどのような表現がこれにあたるかというところ、おそらく「間接的な、婉曲な言い方をするか、直接的な言い方をするか」にあたるのであろう。

また、菊地(1994)では、「どのような表現が待遇表現として/待遇表現的に使われるか」という点を述べているところ<sup>2</sup>で、「間接的・婉曲な述べ方のほうが直接的な述べ

べ方よりもやわらかい (→丁寧な) 印象を与える」と書いている。

ともに婉曲な表現が丁寧な言い方になることを示しているが、この場合の婉曲表現はかなり様々な性質のものを含めてあるようである。

南 (1987) は例を挙げていないが、菊地 (1994) は次のような例をすべて婉曲表現として挙げている。1) 「お早くお召し上がりください」を「お早めにお召し上がりください」とする、2) 「ここ」を「こちら」と表現する、3) ものをこわしてしまった人を気づかって「こわれてしまいましたね」というなど。また、本稿の冒頭で取り上げた阪田・新屋・守屋 (2003) の例も「ほかした言い方」としているが、要は婉曲表現である。そしてそこには「ほのめかし」表現以外のものも例に含まれていた。

このように、婉曲な言い方といっても様々なものが混在しており、「ほのめかし」表現はそのうちの一つに過ぎないのである。さらに、「ほのめかし」表現にもいくつか違うパターンのもものが存在するように思われる。「うるさい (から, 静かにして欲しい)。」「あぶない (から, 気をつけなさい)。」という表現は、理由を述べて意図を伝えるというタイプの「ほのめかし」表現である。これに対して「考えておきます (=できません)。」「善処します (政治家の常套句で「特に何もしません」の意味)。」等は、同じ婉曲表現でも異なった種類のものであろう。この場合は、理由というより、文化的背景をもとに意図を伝えようとする表現である。また、先にあげたほかし表現、例えば自信があっても、「いささかたしなんでおります。」などと言う表現も、婉曲表現ではあるが、異なる種類のものであろう<sup>3</sup>。このように、婉曲表現と言っても、様々なものが含まれているため、更なる分類整理が必要である。

### 3. レヴィンソン&ブラウンのポライトネス理論における「オフレコード」

では、対人配慮の点から普遍的なポライトネス理論を提案している Brown & Levinson (1987) では、この「ほのめかし」表現はどう位置づけられるのだろうか。

彼らはフェイス侵害度に従って、ポライトネス・ストラテジーの段階を次のように規定した<sup>4</sup>。これは相手に対する顧慮の大きさに対応するという。

2 同書 p.81ff.

3 南 (1987) では、このような表現は「へりくだった表現をするかどうか。たとえば、日本人特有のものと思われる『なんにもごさいませんが、・・・』『つまらないもので恐縮ですけど・・・』といった表現をするかどうか。」として別項目となっているが、婉曲表現の下位分類と捉えられるのではないだろうか。

- (1) 直言「軽減行為を伴わず、ありのままを明言する」
- (2) ポジティブ・ポライトネス「軽減行為を伴う」
- (3) ネガティブ・ポライトネス「軽減行為を伴う」
- (4) ほのめかし (off record)
- (5) フェイス侵害行為をしない

(1)が相手に対する顧慮が最小で、(5)に行くにしたがって顧慮が大きくなっていく。彼らの理論では「ほのめかし」は相手に対する顧慮が非常に大きい表現であると捉えられている。しかし、後で見るように、日本語の「ほのめかし」表現はそのような場合もあるしそうでない場合もある。ただし、この点は日本語と同様、英語でも問題があることは認識されているようである。滝浦 (2005) は、スーパーでお菓子をねだる子供に親が、「ああ、今度、歯医者さんに行かなくちゃね」という例を挙げて、これはフェイスの顧慮というよりも、間接的な脅しであろうと述べている<sup>5</sup>。日本語でもこのような例は十分ありうることである。

さて、対人的顧慮が最も小さいのが、(1)の直言であるが、実際どのような発話がこれに相当するのであろうか。滝浦 (2005) によれば、そのような発話は、「顧慮ゼロ度の発話とは、相手が誰であるか等々の要因に左右されることなく、ただ真実の事柄のみを過不足なく直裁かつ明瞭に伝えるような言葉のこと」であり、「現実の発話の中にその例を探すことは難しい」としながら、「火事の発生を知らせ避難を呼びかける「火事だ！逃げろ！」や、狙撃されそうになった要人に向かって言う「危ない！伏せろ！」あたりがもっとも“純粹例”に近いとする<sup>6</sup>。

確かに日常会話ではそのようなものしかないであろう。しかし、会話という枠をはずし、情報の伝達という点に目を向ければ、まったく対人的な顧慮をしない例が見つかるだろう。それは、交通標識である。次章では、日本語の交通標識を英語のそれと対照しながら、そのような場合でも日本語は「ほのめかし」表現を用いていることを示したいと思う。なお、当然のことながら、日英の交通標識の意匠は異なることも多いのだが、同じ指示を表すものは同じ標識として比較した。

---

4 ここで掲げた図は、滝浦 (2005) p.154のものである。

5 同書 p.284

6 同書 p.142

#### 4. 日本の交通標識とアメリカの交通標識の表現の違い

日本の標識には、本標識と補助標識とがある。そして、本標識にはさらに規制標識、指示標識、警戒標識、案内標識の4種がある。いずれも文字による情報ないし指令がついている場合もあるし、ない場合もある。ない場合は実際どのような言語表現が意図されているのかは本来なら断言できないのだが、本稿では常識的に想定されるものを取り上げることとする。例えば「車両進入禁止」の標識は赤地に白い横線が通っただけの標識で文字表現を含んでいないが、通常私たちは「車両進入禁止」という文字表現を思い浮かべるし、実際に標識の説明にはその表現が用いられる。そのため、この標識にはこの言語表現が結びついていると考えることができるのである。英語の標識も、日本語の場合と同様に文字があつたりなかつたりするが、文字表現を伴うものが比較的多い。筆者は英語母語話者でないため、今回の比較には文字を伴うものだけを取り上げている。

では、これら4種類の標識について、一つ一つ見てみよう。

##### 1) 規制標識

まず、規制標識とは特定の交通方法を禁止したり、特定の方法に従って通行するよう指定したりするものである。ここには主に3種の表現が見られる。

まず最初に、「通行止め」とか、「進入禁止」「転回禁止」「駐車禁止」のような、あることができないことを示す表現である。これは一見すると「通行するな」とか「進入するな」と同様の直接表現のように感じられる表現である。たとえば医者が患者に「明日から喫煙禁止ですよ。」と言えば、医者 of 意図としては絶対に吸うなと言っていることになる。しかしながら、言語表現としてはこのようなものはあくまでも間接表現である。つまり「通行止め」であることを示して間接的に「(だから) 通るな」ということを相手に伝えているのである。「駐車禁止」も同様で、「ここは駐車禁止区間である」ということを示して「(だから) 駐車するな」と命じているのである。「ほのめかし」と表現するにはあまりにも表現意図がはっきりし過ぎているように感じられるけれども、表現の方式としてはこれは本稿で対象とする「ほのめかし」表現に相当する。

次に見られるのは、「徐行」とか、「止まれ (一時停止)」「警笛鳴らせ」などの直接命令する表現である。「止まれ」「警笛鳴らせ」の場合は明らかに命令の形で、はっきりと直接表現であることがわかる。「徐行」「停止」などは、「徐行せよ」「停止せよ」のようにはっきりと直接命じる形にはなっていないが、漢語のためこのままでも命令

と受け取ることができる。

最後のものは、「最高速度」とか「自動車専用」などという制限情報を伝えるもので、この条件を満たしたら走ってもいい、という許可を示す表現である。「速度制限」の場合は、この速度以下で走れとも言えるし、この速度以上で走るとも言えるので、命令でもあり、禁止でもあるような表現である。

## 2) 指示標識

指示標識とは特定の交通方法が出来ることや道路交通法上決められた場所などを指示するものである。駐車可とか停車可といった表現であり、上の規制標識で見た3番目のものと同じである。命令とも禁止とも言えない表現である。

## 3) 警戒標識

警戒標識とは、道路上で警戒すべきことや危険を知らせ、注意深い運転を促すためのものである。道路工事中や踏み切りありなど、注意すべきものを書いただけの標識で、一見「ほのめかし」表現のようにみえるが、これらの標識はすべて黄色で表されており、注意しろという命令が、言語的ではないものの明示されている。これは、規制標識の2番目（例えば、徐行とか警笛鳴らせ）と同様、直接命令する形式と見てよいと思われる。それを裏付けるように、一例ではあるが、横風注意のように「注意」の言葉が出てくる標識もある。つまりすべて、「～注意」の意味である。

## 4) 案内標識

最後に案内標識であるが、地点の名称、方面、方向、距離など示して通行の円滑と便宜を図ろうとするものである。「横浜11km」や高速出口など、情報を与えるものである。これは相手に指示をあたえるものではない。

## 5) 補助標識

補助標識は、本標識の補助として用いられるものである。主に案内標識のような情報を与えるものであるが「追い越し禁止」「踏み切り注意」「横風注意」「動物注意」など、文字で指示を与えているものもある。

まとめてみると、標識には、禁止の意味のもの、命令の意味のもの、単に情報を与えるだけのものの3種類がある。そして、禁止の意味の場合は、「～するな」という直接表現でなく、「～禁止（だから～するな）」という間接表現となっている。それと反対に、命令の意味の場合は「～しろ」という直接的表現となっている。

交通標識は、走行中の運転者に必要な交通情報を与えるものであるから、特に对人的顧慮を払う必要はないが<sup>7</sup>、それでも禁止の場合においては何か間接表現をとっていることが分かる。

## 5. 英語の交通標識の場合

さて、これが英語の場合はどうなっているのでしょうか。1) 禁止, 2) 命令, 3) 情報提供の順に見ていこう。

まず禁止であるが、これはすべて「～するな」という直接表現をとる。例えば「進入禁止」は Don't Enter である。禁止は Don't を使った形式のほかに No - ing を使った形や No + 名詞の形で現れることもある。例えば「駐車禁止」は No Parking, 「信号赤のときも右折禁止<sup>7</sup>」は No Turn on Red である。いずれにしても日本のように「禁止」とだけ表現して「～してはいけない」と言う意味をほのめかすことはないようである。交通標識に限らず、このような表現は街中に見られる。いくつか例をあげると、No Smoking in this area (ここでタバコを吸うな), No littering (ごみを捨てるな), No loitering (うろつくな) など<sup>8</sup>。

次に命令の形はどうであろう。これも動詞の命令形となる。「徐行」であれば, slow であるし、「一時停止」は stop, 「警笛鳴らせ」は sound horn となる。また「右側通行」であれば Keep Right となる。

注意信号は日本と同様黄色の標識であらわすことになっている。この場合、特に文字で「注意」を表すことはないが、注意をせよという命令であることは色により明らかである。これは特定の言語表現とは結びついていないが、直接的な表現であるといえる。

最後に情報提供の場合であるが、これは日本語の場合と同じだったり異なったりする。

まず、ほとんどの案内標識は日本と同様、情報提供であるため、禁止や命令の表現とはならない。「大阪11km」や「高速出口」などは、そのまま「地名+距離」「Exit」

7 これは日本ではありえないが、アメリカでは信号が赤のときでも右折は可能であることがあるので、「ここでは右折禁止ですよ」ということを表している。

8 しかし、電車の乗客に向けての標示ではお客相手だけにさすがに顧慮が見られ、Please do not lean against doors (ドアにもたれないでください) とか、Please no passing through (車両間を通行しないでください) のように please がついていた。

などとなる。「この先工事」であれば「Road Work Ahead」となる。また、条件付での命令は間接表現となるようである。例えば「左のレーンは左折せよ」の意味で Left lane MUST turn left という標示が使われていた。このような場合は、すべての人に対する指示ではないので、Turn left とするわけにはいかないように思われる。しかし、この場合でも、命令形でないとはいえ、ほとんど直接命令と変わらない表現ではある。

これに対して、一部の案内標識は日本語と異なり、単なる情報提供でなく直接命令を下す形になっている。例えば「まわり道」は日本語では「まわり道をしなさい」という意味でなく、「こちらがまわり道です」という表現と結びついていると思われるが、英語の場合は直接 Detour (迂回せよ) と書かれる。また、日本語の「前方優先道路」という標識では、確かに「徐行」という命令を表す標識が一緒に用いられている場合もあるが、命令と言うよりも基本的には「前方の道は優先道路ですよ (だから道を譲りなさいよ)」という「ほのめかし」表現であるように思われる。しかし、英語では Yield (譲れ)<sup>9</sup> という直接的な表現を用いる。また、これは交通標識ではないのかもしれないが、ラジオの周波数を知らせる表現が命令表現となっていた。日本語では、「○○放送 xxxxMHz」のように情報提供のみの表現となる (筆者はそれ以外の標示を見たことがない) が、アメリカで Tune to xxxMHz という標示があった。これは「xxxMHz にダイヤルを回せ」の意味の命令表現である。必ずしもすべての人間がラジオを聴きたいとは限らないので、日本語の標示のように情報提供の形で表現すればいいと日本人の筆者は思うが、ここを命令形にしたのは、「ぜひ聴け」というような意味合いなのかも知れない。またこれも交通標識ではないが、屋外の広告用スペースに Advertise here! (ここで広告しろ!) と書かれていた。日本語なら婉曲に「広告募集中」と書くところである。

## 6. 考 察

英語では禁止にせよ命令にせよ、直接的な「～せよ」「～するな」的な表現を用いているのに対し、日本語では命令には (多少命令的でない印象もあるが) 直接的な表現を用いるものの、禁止では間接的な表現を用いていることが大きな違いであった。この違いは何に起因するものであろうか。

交通標識における禁止と命令の性質を考えると、次のような違いがある。

---

9 オーストラリアでは Give way とのこと。



禁止は、駐車禁止とか通行禁止を考えるとよく分かるように、基本的にはそこに駐車したいとか通行したい運転者に対してのものである。つまり、運転者にとっては不利益になることを要請しているわけである。一方、命令は、運転者にとって利益になることを要請している。「徐行しろ」や「注意しろ」は、例え運転者にとってはわずらわしいことであっても（そのため一見不利益に見えても）、運転者が事故や災害に遭わないようにするためのものであるから、利益になることである。

このような違いが禁止と命令の表現の違いに結びついているのではないだろうか。つまり相手の利益になることは遠慮なくはっきりと表現できるが、相手の不利益になることははっきりと表現せず間接的な表現になるということである。確かに、「駐車禁止」でなく「駐車するな」と書かれてた貼り紙を見たら、筆者の内省では、その書き手（禁止を命ずる人）が駐車行為によって迷惑を受けていてかなり困っている（ないしは怒っている）ような印象が生じる。禁止を直接的に表現すると、たとえ交通標識のような場合であっても、聞き手に強く働きかける印象を与えるため、用いるのがはばかれるのではないだろうか。

しかし、禁止の場合も相手の利益になることがありうるという反論も考えられる。例えば、災害や事故で通れなくなったり危険になったりした場所に「通行止め」という標識を立てるのは、明らかに（通行したいと考えている運転者には不本意であっても）相手の利益になることである。そのような面があることも確かである。「歩行者通行止め」「歩行者横断禁止」もそのような標識に含まれるであろう。また「追い越し禁止」も含まれるかもしれない（これは運転者、対向車の両方に配慮した標識であろう）。しかし、禁止を表す標識のうち、そのようなものは非常に少数<sup>10</sup>で、多くのものは運転者というよりその地域の交通事情のためのものである。「通行止め」の標識にしても、運転手の利益になりそうなのは道路が破損したような特殊な場合に使われる「通行止め」の場合のみで、通常の場合の「通行止め」（例えば道路工事の場合など）や交通標識に用いられるその他の通行止め（例えば、「大型乗用自動車通行止め」とか「自転車通行止め」）などは、運転者のためのものというより、その道を主に使う地元の人々の迷惑にならないようにするためとか、歩行者の安全のために使われているものばかりである。このように考えれば、禁止は相手の不利益になることが一般的と捉えることができるのではないだろうか。「禁止」でなく「命令」の方は、すべて何らかの意味で相手の利益になることになっており、「禁止」対「命令」が、「不利益」対「利益」のように捉

10 25個中5個のみである。

えられやすかったのではなかろうか。

また、日本語には「うるさい！（だから静かにしろ！）」とか「あぶない！（だから気をつけなさい！）」というような例もある。これらの例では、前者も後者も相手に対する顧慮はほとんどない。前者は相手に対して怒っており、また後者は緊急の事態であり、いずれも速やかに相手に自分の意向を伝達する必要があるからである。そして、前者は相手にとって不利益になることであり（騒いでいたのを意に反してやめることになるから）、後者は相手にとって利益になること（危険を教えてもらうことであるから）である。相手の利益になることなら直接表現、不利益になることなら間接表現という上の図式が成り立つなら、前者は「うるさい！」で、後者は「気をつけて！」となるところだが、そうはなっていない。したがって、一見反例に見えるかもしれない。しかし、交通標識とこれらの表現とは、後者は話し手があまり考えずに瞬間的に発する言葉であるという点で異なり、単に決まり文句のように（間投詞のように）なっている可能性が考えられるので、反例というには弱いのではないだろうか。

このように日本語と英語での交通標識の表現の違いを見てみると、英語では禁止にせよ命令にせよ、ほとんど直接的に表現するが、日本語では禁止の場合、間接的に表現されていることが分かる。交通標識という、常識的には個人に対する顧慮をしなくてよいような状況においても、日本語では間接的な表現を用いているということは大変興味深い。

## 7. 結 論

以上をまとめると次のようになる。

- 1) 日本の標識：禁止（相手に不利益となる行為を禁ずる）の場合は間接表現となる  
命令（相手にとって利益となる行為を命ずる）の場合は直接表現となる。  
情報提供の場合は情報の提示にとどまり、間接表現となる。
- 2) アメリカの標識：禁止（相手に不利益となる行為を禁ずる）の場合も、命令（相手にとって利益となる行為を命ずる）の場合も、ともに直接表現となる。  
情報提供の場合も、直接表現となる場合もある。

日本語の場合は、交通情報を与えるというような、常識的には相手への顧慮を必要としない状況でも直接表現を避け、間接表現を好むようである。

## 8. 終わりに

交通標識のような、常識的には相手に対する顧慮をしなくてよい場面の表現は、英語のように直接的に表現するのが当然のように筆者は思うのだが、日本語の場合はそのような場合でも間接的表現をとる。このようなことは他の言語でもあるのだろうか。実は、中国語でも禁止は日本語と同じように「～禁止」という標識であるとのことである。筆者は、中国語は英語と同様、一般的にははっきりと表現する言語であるという印象を持っているが、それでも標識などにこのような表現が使われているということは、標識を含む行政機関等の発信行為には対人的な顧慮以外の要素（例えば文体など）が関わっているのかも知れない。今後の課題としたい。

### 参考文献

- 池上嘉彦 (2005) 『英語の感覚・日本語の感覚 <ことばの意味>のしくみ』NHK ブックス 日本放送出版協会
- 菊地康人 (1994) 『敬語』角川書店
- 阪田雪子, 新屋映子, 守屋三千代 (2003) 『日本語運用文法 一文法は表現する一』凡人社
- 滝浦真人 (2005) 『日本の敬語論』大修館書店
- 直塚玲子 (1980) 『欧米人が沈黙するとき ー異文化間のコミュニケーションー』大修館書店
- 南不二男 (1987) 『敬語』岩波新書黄版395 岩波書店
- Brown, P. and Levinson, S.C. (1987), *Politeness: Some universals in language usage. Studies in Interactional Sociolinguistics 4*, New York

## **Some differences in the expressions used in the traffic signs of Japan and America**

Masashi MINE

### **Abstract**

Generally, direct expressions are used in traffic signs, since they do not call for special polite expressions. However, as this research reveals, Japanese traffic signs expressing prohibitions use indirect expressions. In contrast to English direct expressions such as [Do not + verb], in Japanese expressions such as " ~ is prohibited (implication: therefore please, refrain from doing it)" are used. These may be categorized as expressions of concern, since prohibitions enforce unfavorable situations.